

赤い羽根共同募金

12月9日～13日、赤い羽根共同募金を実施し、朝の登校時と各クラスで人権ボランティア委員を中心に募金を呼びかけました。

多くの募金が集まり、栗東市共同募金委員会に寄付いたしました。

募金活動にご協力いただき、本当にありがとうございました。



栗共募発第37号
令和6年12月20日

滋賀県立国際情報高等学校
校長 中村 公治 様

栗東市共同募金委員会
会長 竹村 隆

令和6年度 赤い羽根共同募金のご協力について〈お礼〉

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は共同募金運動に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、先般共同募金「学校募金」へのご協力についてお願い申し上げましたところ、趣旨にご賛同賜り、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
生徒のみなさんからお預かりいたしました浄財は、栗東市における様々な地域福祉活動に對しまして有効に活用させていただきます。
今後とも、ご支援、ご指導の程よろしくお願い申し上げ、領収書送付方々お礼のご挨拶とさせていただきます。

【連絡先】
栗東市共同募金委員会
栗東市安養寺190番地（社会福祉協議会内）
TEL.554-6125 FAX.554-6106（担当 藤木）

意志あるお金、募金のチカラ。
赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金 HP より



領 収 書

N0T0701329

滋賀県立 国際情報高等学校 様

住所：

栗東市小野36

¥ 20,795-

ただし、令和6年度共同募金ご寄附金（一般・歳末）として

- ① 大蔵省告示第154号第4号に該当
- ② 法人税法第37条第3項第2号に該当
- ③ 所得税法第78条第2項第2号に該当
- ④ 地方税法第37条の2、第314条の7に該当
- ⑤ 租税特別措置法第41条の18の3に該当

令和6年12月20日 上記金額正に領収致しました。

取扱者印



滋賀県大津市京町西丁目3番28号 滋賀県厚生会館内

社会福祉法人 滋賀県共同募金会
会長 高橋 祥二郎



- （備考）1. 確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管ください。
2. 税制上の優遇措置を受けられる方は、住所の記載が必要となります。
3. 所得税の寄附金控除は、税制控除方式と所得控除方式のいずれかの選択となります。
4. 本会では、個人情報保護に適切に取り扱い、許可なく第三者に提供しません。
5. 滋賀県共同募金会（電話）077-522-4304（ホームページ）<https://www.shiga-akaihane.org/>